杉並区特別区税条例の一部を改正する条例案　補足資料

【令和7年1月23日総務省説明資料より作成】

区民生活委員会資料
令和7年3月31日
区民生活部課税課

二輪車の車両区分の見直し（案）

欧州規制と同等の排ガス規制の適用開始（令和7年11月～）

50cc原付バイクでは規制クリアが困難であること等により、今後の生産・販売の継続が困難に

⇩

125cc以下クラスのバイクの最高出力を4.0kW（50cc相当）以下に制御したバイク
（＝「新基準原付」）により対応

【現行125cc以下クラスの代表モデル】

原動機付自転車の税率区分

総排気量	税率	ナンバープレート
50cc以下	2,000円/年	白
50cc超 90cc以下	2,000円/年	黄色
90cc超 125cc以下	2,400円/年	桃色

改正案

○　新基準原付バイクについて、軽自動車税種別割の税率を2,000円/年（50cc原付バイクと同額）とする（課税標識：地色を白）　※施行日：令和7年4月1日